

議事要旨(1) 「企業会計基準公開草案『ストック・オプション等に関する会計基準(案)』及び企業会計基準適用指針公開草案『ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)』について

審議における主な発言内容は以下のとおりである。

- ・ スtock・オプションの規模及びその変動状況の注記例に関して、複数の契約を集約して記載する場合には、未決済残に関する単価情報の注記を求めているが、契約ごとに記載する場合には求めていないのは整合的でないとの指摘があった。これに対して事務局からは、契約単位で記載する場合には、そもそも単価情報は一つであり、集約する場合にはじめてこれを加重平均する計算が必要となるのであり、その際のウェイトとして、報告期間中の行使数に基づく方法と、報告期間末の残存数に基づく方法とが考えられるが、当期の数値を理解するためには、将来の行使を見込む上では、が有用であり、ともに注記を求めることとしている、との回答がなされた。
- ・ 複数の契約を集約して記載する場合の注記イメージの中で示されている、加重平均された単価情報の計算は正しいか否かが、計算根拠が示されていないためわかりにくい、との指摘があった。これに対して事務局からは、単価情報の集約の方法は、適用指針の第30項に示されており、注記例でもこれに従って加重平均しているが、注記例は設例とは異なり、参考資料として開示のイメージを示すことだけを目的としているため、実際の注記には含まれない計算根拠等は示していない、との回答があった。
- ・ 上記の単価情報のうち、「公正な評価単価」については、誤解のないように付与日の公正な評価単価である旨、注記例の中でも明示するべきだとの指摘に対しては、公正な評価単価の後に、(付与日)と書き加えることとするとの回答があった。
- ・ また、連結財務諸表上における、ストック・オプション等の注記に関して、親会社におけるストック・オプションだけではなく、連結子会社におけるストック・オプションや持分法適用会社のストック・オプションが含まれるか否かがただされた。事務局からは、連結財務諸表における注記には、親会社のストック・オプションの他、連結子会社のストック・オプションも含まれると想定しているが、持分法適用会社のストック・オプションについては想定していない、通常そのようなケースは重要性の低いものと考えられ、審議の中でもあまり議論されてこなかった、意見募集の中で、この点についてもコメントを求める旨書き加える、との回答がなされた。
- ・ 基準案第31項に、敵対的買収防止策として付与される自社株式オプションが本会計基準の適用範囲に含まれないとする理由に、「対価性がない」ことが挙げられているが、表現が断定的であるので、「対価性がないことを容易に立証できる」程度に修正してはどうか、との指摘があった。これに対して事務局からは、そのように対応する、との回答があった。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。